

(令和6年3月6日 午前10時12分 開始)

○議員(三原 明美君) 三原明美です。通告書に基づいて質問いたします。

川南町の臭い問題について質問いたします。

12月定例議会での適用頭数についての質問をしたときに、「適用頭数の件は難しい」と町長の答弁があり、私が「川南町は来る者拒まずということですか」の質問に、産業推進課長は、「来る者拒まずということではない。地域の同意というものが必ず必要になる。今現在進めている事業等を規模拡大する農家には、地域の同意等を必ず取ってもらうようにしている」と言われました。

そこで質問いたします。現在進めている事業等を規模拡大する事業者は、必ず同意書を取らなくてはいけないと言われましたが、同意書はどんな場合に取るのでしょうか。

あとは質問席にて致します。

○副町長(河野 秀二君) 三原議員の御質問に概要をお答えします。

御存じかと思いますが、現在、有限会社協同ファームにおいて、ふん尿処理装置、一般的にいうコンポストと呼ばれる装置の排出される臭気等の試験をしております。詳細については担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○産業推進課長(河野 賢二君) 三原議員の御質問にお答えしたいと思います。

同意書はどういったときに取られるのかということの御質問だったかと思います。

川南町に公害防止条例というものがございまして、その中に公害防止について規定がございまして、その中で公害防止の措置という条項がございまして、その中に、「公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときには、公害を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、公害の防止のため必要な措置を講ずるよう指導しなければならない」、「町長は、必要と認めるときは公害防止協定の締結の措置を講ずるよう努めなければならない」となっております。

その中で、今説明したとおり、事業活動によって発生するおそれがある公害を防止するために、地域住民の健康保護と生活環境の保全を図ることを目的として締結されるものだと考えております。

以上でございます。

○議員(三原 明美君) それでは、おそれがあるということは、やはりこの規模拡大のところに意味があるのでしょうか。ただ単に建て替えをして普通のリフォームをするとかいう、そういうところはなし。また、新しく建てる方がそんな大きくない感じですよ、そんな感じのときはなくてもいい。ただ、町長がこれは多分住民に対してすごい悪臭を放つ可能性もあるかもしれないといったときには、その同意書が要するという理解でいいのでしょうか。

○産業推進課長(河野 賢二君) ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

ケースによってその同意書を取るか取らないかというのは変わってくるのかなと思いますが、例えば、事業を活用して畜舎等の増築等を行う場合には、地元との同意というか、そういうもの、書類として必要な場合がございまして。そういったときには必ず取るようになっておりますし、地

元から「新しく畜舎ができるようだが」ということで話が合った場合には、我々のほうからも事業者の方に「地区からこういう話がある」ということでお話しして、その同意書というか協定書ですね、そういったのは話を進めることはございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） それでは、同意を頂くために、事業をされる方は、地域住民の方への説明会を開かれていると思いますが、行政は立会いの下でされますか。また、その説明会のときの行政の役割は何ですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 行政の役割ということなのですが、説明会をする際には、職員が同席をする場合もございます。事業者が独自にされる場合もございます。あと、町の今結んでいる同意書が公害防止協定というものを結ぶんですが、事業者と地域住民、川南町は立会人ということで、今、協定書は結ぶようにしております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） その説明会の範囲はどこまでされるんですか。その説明会の決め方はどうやって決めておられますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

範囲については、町がここからここまでというふうには決めておるものではございません。事業者の方が地元の振興班長さんであるとか自治公民館長さんであるとかに相談をされて、これぐらい、ここに説明をしたほうがいいんじゃないかということで協議をしておるようです。それでもやっぱり想定しなかったところからの苦情というか、そういう相談があったりするので、そういった場合には、町のほうから事業者さんのほうに、こういったところからこういう声があると、説明に行ってくださいというふうに指導はしております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） その同意書は誰が作成されるのですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 作成というのは、実際に文書をつくるということでよろしいでしょうか。産業推進課のほうでつくっておりますが、先ほども申し上げたとおり、事業者と地元が協定を結ぶと、の立会いを町が立ち会うというふうにしてつくっております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） では、同意書は行政側のほうがつくられるということですね。そうですね。その内容は、例えば、どのようなことが書いてあるのでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） その内容につきましては、事業者の種類によっても違うかと思うんですが、もう大まかに申しますと、水質汚濁防止、悪臭防止、あとは廃棄物の処理及び環境の美化などについて規定をされておまして、事故発生時においては、改善命令であったりとか立入検査等の条項を盛り込むようにしております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） そういうことをしっかりと書いていただかないと、説明会をやったときに、住民の方々に悪臭は絶対出さないよという条件で事業者の方が出されると思うんですが、でも、事業を進めていく中で想定外のことが起きたときの対処などの条件とかはしっかりと書いてありますか。もしその事業者の方が、同意書はもらっているのに、対処しなくても違法ではな

いと開き直られて、住民はどうにもならず、悪臭の中で暮らすしかない。洗濯物も干せない。コインランドリー通いが始まり、代金は自腹。挙げ句の果てに体を壊し、住み慣れた川南町から出ていかななくてはいけない羽目になる。実際もこんなことになっていますけれども、内容はしっかりと住民を守るための内容に分かりやすく、それから、どうやってやっていくのか、そこまできちんと書いてありますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

地域と事業者等で締結される協定でございますので、もちろん、地域の方には内容は確認をしていただいております。その中で、先ほど申し上げたとおり、様々な条項、水質汚濁であるとか悪臭防止であるとかいうことを出さないようにということで、事故発生時には直ちに応急措置を講じるとか、状況と改善計画を報告しなさいとか、そういうことが書かれておりますので、住民の不利益にはならないような協定はつくられていると思っております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 同意書の有効期限というのはあるんですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 有効期限があるのかという御質問なんですが、最近締結された公害防止協定書のほうには、そういう条項はございません。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 多分、1回提出で今の状況では終わりですか。1回同意書を提出すれば、もうそれでずっとそのままその同意書が生きていくということですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 協定の内容に変更がなければそのようになるかと思いますが、協定の中に、協定書に定めがない事項が発生した場合には、その都度協議の上、定めというふうになっておりますので、もし例えば事業内容の変更であるとか、ほかの事項が発生した場合には、協議をして変更になるのかと考えております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 住民を守るためにも、やはり同意書は有効期限が必要だと思うんですが、1回提出ではなく、できれば毎年提出してもらうべきではないでしょうか。時間がたてばいろいろなことが変化していきます。住民が泣き寝入りしなくて済むように、内容の条件のほかにも有効期限も盛り込むべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 有効期限を盛り込むかどうかについては、それこそ事業者と地元住民との間で、それをどうしても入れてくれということであれば入れるものかなと思います。ここで私が入れるとか入れないとかいうお答えはできかねます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 行政として、できましたら、そういう御指導もしていただけたらいいなと思います。

それと、同意書は住民お一人お一人取られるのか、それとも代表者のみでいいのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 同意書を誰と取るかということなんですが、今は、先ほど説明したとおり、自治公民館単位であったり振興班単位であったりで協定書を結んでおるようです。ただ、個人の方でどうしても説明が必要という方には、個別に対応していただいております。

以上でございます。

もちろん、町の職員もそれに立ち会うこともございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 事業者の方が同意書を役場に持ってこられるんですよね。同意を取りましたということで持ってこられますよね。持ってこられて、行政は同意された方々に、同意は間違いないですかという確認はされていますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） 確認をされているかということなんですが、先ほど申し上げたとおり、地域の説明会等を行っておりますので、それで同意が取れているというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 会合に来られてなかった方、また、振興班長の方のみで印鑑を押された場合や、私は聞いていないよという方がいらしたら、そこでトラブルが発生するわけです。今、こんな状況が多いのではありませんか。このように同意をされない方がいたら、行政側としてはどうされるのでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

確かに、最近、振興班に入られていない方等々いらっしゃいますので、そういった方もいらっしゃるかと思います。我々もできるだけそういう方の意見も反映するように、個別にも対応しているところでございます。もちろん、事業者の方にも、こういう方から苦情等、説明等が欲しいという連絡があったということで伝えて、説明に行ってもらうようにしております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） そういう指導をしていただきたいのと、行政側のほうから指導していただけたらいいなと思うんですが、一人一人できたら同意を取って、その上で役場が確認をしていく、そういうことをやっぱりしっかりやっていただきたいと思います。

それと、次に、すいません、9月の定例議会で環境課長が「規制区域内で悪臭、こういうものの通報があった場合、私たちは現場の立入調査などを行います。緊急を要するもの場合は、応急措置命令などを出すというふうになりますが、実務としてそういうものがまずありません。じゃあ、次にどういうふうな手続になるかといいますと、悪臭の測定——これは悪臭防止法の第11条に書かれております。測定の委託を臭気測定業務従事者に委託することができると、その法律第12条にございます。そのデータに基づいて改善勧告または改善命令などに進み、それでも駄目な場合は、警察などによって処分をされ、そして、裁判で確定する手続になろうかと思います。これが第1点目です。地域外の取扱いについてですが、悪臭防止法の規制外ですので、悪臭が出たというところで、町が業者を探して委託して臭気を測定しなければならないという条文はございません。そのようなことから臭気測定は起こっていないことと、それを公表する義務もございませんので、そのような状態でございます。」

と答弁していただいたのですが、12月の定例議会では、環境課長が規制区域内も外も区別されて、発言の中に、「立入りが規制区域内にはできて、規制区域外にはできない。逆かもしれませんが、そのように区別をされたように受け取った部分があったんですけれども、誤解のないように申し上げますが、規制区域内で悪臭を放つ事業体があれば私たちは行きますし、規制区域外におきま

しても、当然、悪臭の事案が出ればそこに入っていきます。規制区域内外に立入りの区別がございません。」と答弁していただきましたが、9月と12月の答弁では、何か違いがあるような気がします。9月には、規制区域内では規制することができるが、規制区域外では規制できない。しかし、12月には、内も外も区別はなく、規制に入るように聞こえます。この9月と12月の答弁、御説明をお願いいたします。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

これを今からしゃべっても難しいというか、判断になかなか色分けが厳しいかもしれませんが、説明を差し上げたいと思います。

悪臭の苦情が寄せられた場合に、規制地域、規制地域外の区別なく、行政は立入りを求め、その事業者に対応を求めますので、そこに、町場の規制地域内で臭いを発するところ、それ以外のところ、農地がいっぱいあるところとか、そこで事業を営んでいらっしゃる方々が「臭いが発生した」と苦情が寄せられた。どちらについても、私たちは立入りを求めて調査に入るという行動の差はありません。

ただ、違いが存在しますのは、行政罰の適用でございます。規制地域内、この町場で何かそういうことがあったと。9月と申されたと思うんですけども、9月の答弁の中で、規制地域内でそういう問題が発生した事業体があれば、行政指導、そして、勧告、命令というふうに法に基づいて手続が進んでいきますと。その先には、申し上げたとおり、行政罰が適用される範囲であるということです。なので、違いは、行政罰が適用される地域と、行動としては役場はどちらも入っていくので、地域外は行政罰の適用外であるということでございます。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 結局、規制区域内は行政が入って規制ができるが、規制区域外は、行政は規制ができないということで、行動範囲によるけれどもということですね。違う。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

できればもう役場の環境課で徹底して「こういうことです」と図に落としながら説明すると、より分かりやすいかと思うんですけど、今、私のこの語彙力で御説明して分かっていたら幸いなんですけど、要は、行政罰でよろしくない結果を出した規制地域内の事業者さんが改善勧告命令に従わず、悪い状態が続いていれば、役場は警察などに相談をして、こういう状態ですので処分してくださいということで処分の適用になります。（発言する者あり）そうです。規制内です。

規制外でそういうことがあったと。役場ができることは、さっき、地域の中では行政指導と勧告と命令ができるとしてあります。ただ、ここ以外については、そういう行政罰の適用がありませんので、行政指導——これは条例に基づく行政指導となります。法に定めのない勧告と命令というものは、現在の川南町においては、そういうものは用意されていません。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 規制外の場合は、行政指導のみになるということですね。分かりました。

また、規制区域の件ですが、すいません、また環境課長なんですけど、12月の定例議会で規制区域変更のことをお聞きしたときに、環境課長が「県の環境森林部が、希望確認調査が偶然にも同

じ時期に見えた。雑音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制区域の見直し希望のあるかないかの確認する調査に見えましたが、規制区域を町内全域に広げた場合、畜産業をはじめ、食品製造業などで町内に存在します多様な事業者の経済活動等に極めて重大な影響を及ぼすことが想定されることから、規制区域を見直しは行わない。」と環境課長が答弁されました。この答弁の中に、「多様な事業者の経済活動に極めて重要な影響を及ぼすことが想定される」と言われましたが、重大な影響とは何でしょう。川南町には、行政から調査に入られたら困る悪臭を出している畜産業企業があるけれども、経済面を考えると、行政は口出しはできないし、だから、規制区域の見直しもできないということでしょうか。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

規制地域を広げるといいますと、仮の話です。申し訳ございません。仮の話ですが、町の中心部だけではなくて、町全体にした場合、これは行政罰の適用範囲、全てになります。ということが第一点です。どこがどうだからということじゃなくて、そういう手続になります。

あと、次にですけれども、12月に私が答弁させていただいた中に、音、振動、悪臭防止の規制区域の見直しを実施するケース、これを県庁が規制見直しをするかという文書が届きました。その文書の中に、基本的な考え方として3つ示されております。1点目が、都市計画に基づく用途地域が変更された場合、2点目、地域の土地利用形態が変化し、現規制区域では実情に適合しなくなった場合、3点目、地域の環境を保全するため、新たに指定を必要とする場合の3点でございます。

現在、規制地域に指定されているのは、都市計画法に基づく用途地域でございまして、その他の地域は、国有林を除いて農業を振興する地域、いわゆる農業振興地域として指定されています。つまり、用途地域——規制地域のこと——を広げることは、圧倒的な農業振興地域を有する、これまでの本町の土地政策等に逆行することにつながるのではないかと考えます。

開拓史以来、本町の持つ地域特性は、これまでの発展とともに、都市計画法に基づく現在の都市計画に色濃く反映されているものと認識しております。これは、住民生活に直結するものであり、例えば、農業振興地域や工業地域の設定であったり、果ては不動産価格や人口密度などであったり、様々な分野に影響しており、その前提の上で現在の住民生活は成り立っていると認識しております。

各環境規制法令の規制地域は、そうした都市計画にひもづく形で宮崎県により定められており、規制地域の変更を行う議論は、都市計画を変更する議論と同じであると考えます。よって、規制を変更するということは、町民生活を大きく変えることでありますので、慎重かつ丁寧な議論を要するものであると考え、12月も答弁させていただいたところでございます。

加えて、政府は、先月2月27日、気候変動や紛争、世界の人口増加などで食料供給が不安定となるリスクが高まる中、増産指示や財政支援、罰則を通じて食料安全保障を確保する新たな仕組みを整えるため、農政の基本方針を定めた食料・農業・農村基本法の改正案と、食料供給困難事案対策法と名づけた新法案を閣議決定しました。このような政府の姿勢等を考えますと、本町を含みます本県は、政府が想定する食料安全保障を確保する地域であると想定することが自然ではないとも考えます。同時に、本町には、遊休農地、耕作放棄地の利活用問題も積年の課題であります。このようなことから、規制地域の変更は、総合的な視野・視点に立ち、慎重な検討を

要するものであると考えます。

以上です。

○議員（三原 明美君） 丁寧な説明、ありがとうございます。だけど、規制された部分というのがあるわけです。これ以上やったらいけないよという部分があるんです。その部分を規制するのは当たり前じゃないですかね。この悪臭問題が畜産業や食品関係の方々に重大な影響を及ぼすと言われますが、この悪臭問題は町民にも重大な影響を及ぼしているんです。県は、毎年調査に見えていたんです。私は町長に、知事に——毎年見えていないんですか。文書で来るんですか。文書。（「はい」と呼ぶ者あり）文書で来ていたのですね。私は前回のときに、町長に「知事に変更のお願いに行かれたらどうですか」と言っていたのにもかかわらず、毎年書類は来ていたということですね。こんなに川南町は臭うし、住民が大変な思いをしているのに、それなのに毎年規制区域の変更なし。その話合いもやっていない。畜産業や企業を守るために。少しひどい話ではありませんか。町民にも重大な影響を及ぼしているのですよ。町民も守ってくださいよ。

川南町に住む小学1年生が言っていたそうです。「コロナでもないし、インフルエンザでもないっちゃけん、川南はくせえしてたまらんかい、マスクは外せんとよ」と言ったそうです。これでいいのですか。規制地域を広げることも適用頭数を決めることもできず、悪臭し放題。アース製薬さん頼みですか。いつになったらこのアース製薬さんの機械は使えるようになるのでしょうか。お答えください。

○環境課長（河野 英樹君） 三原議員の御質問にお答えします。

私個人の感情でいうと、臭い問題が長年続いていることについては憤りを感じるし、改善したいと強く考えております。なので、どうするかというところになりますが、基本は、事業を営む事業者さんが出さないよと、臭いを。悪い臭い、嫌な臭いを出さないということが法律の建前、責任です。条例でもそのように川南町はうたっています。まずは事業者さんの自助努力です。それでもできない。総合的にやっていかなければならないという立ち位置を考えたとき、長年、川南町の先輩職員たちもいろいろ取り組んでくださいました。近年、今申してくださいましたアース製薬さんと連携協定をして、実験に取り組んでいますので、その状況について説明をさせていただきますと思います。

12月定例会におきまして、一般会計補正予算を可決いただきました。これに伴いまして、有限会社協同ファームのふん尿処理装置、一般的にはコンポストと呼ばれる装置から排出される臭気を新たに設置したスクラバーというものに集め、以前も紹介しましたMA-T——要時生成型亜塩素酸イオン水溶液の噴霧処理の前後で、揮発性有機物の減少値の測定などを行っております。

今回の試験期間ですが、先月の2月2日から3月1日までの約1か月の時間をかけて取り組ませていただいております。現在、専門機関において、当該データの収集と分析作業に入っておりますので、具体的な試験結果は、今日現在、本町には届いておりませんが、昨年の6月からスタートしました当該実証試験は、とどまることなく進めている状況です。

加えて、当該MA-Tシステムに関します新しい情報を紹介させていただきますと、今申し上げました昨年6月から実施しております臭気消臭試験も関与しますMA-Tシステムをめぐる全国的な産官学連携のプロジェクトが、先月2月14日に開催されました内閣府主催により第6回日本オープンイノベーション大賞の表彰式にて、最高位である内閣総理大臣賞が授与されまし

た。

この日本オープンイノベーション大賞について簡単に説明を申し上げますと、オープンイノベーション——開かれた革新技術の手本となる先導的・独創的な取組を表彰し、我が国の革新技術の創出を加速するために創設された規模と名誉が極めて大きな表彰制度です。この受賞をきっかけに、MA-Tのさらなる認知度アップにつながることを期待しておりますと同時に、臭気低減が確実に図れるシステムであることが早急に証明され、一日も早く社会実装できることを切に望みつつ、努力してまいりたいと考えます。

令和6年度の新年度予算におきましても、これに関する予算の計上もしておりますので、その他、町内、町外、県外含め、臭気対策で効果を表しているものの、研究等はこれから先も進め、一日でも早く臭気問題が本町から解決できるように尽力していきたいと思っております。

以上です。

○議員（三原 明美君） すばらしい取組だと思います。一日も早く実用化されることを本当に切に願うところであります。畜産農家の方々も好きで悪臭を出されているわけではないことはよく分かっています。川南町に貢献されているのも分かっています。しかし、住民の方々も我慢に我慢をしているのです。では、どうしたらいいのか。私が思うには、畜産業の方、食品製造業の方、悪臭で困っている川南町民の方々とうまくいく方法は、アース製薬さん頼みだけではなく、やはり川南町、行政に悪臭対策課をつくり、徹底的に取り組むべきです。川南町の一番の課題ですから。副町長、いかが思われますか。

○副町長（河野 秀二君） 言われる趣旨のことは十分理解できておるつもりですけど、今、ここで即答できることは控えさせていただきたいと思います。

○議員（三原 明美君） 分かります。町長がまた見えたときにしっかりと行っていきたく思いますが、悪臭対策課は必ず必要です。よく考えてください。

次に行きます。次に、中学校の通学路について、昨年の6月の定例議会から質問いたしております中学校の部活終了後の通学路の安全照度の件ですが、12月定例議会では、町長は「非常に真剣に受け止めております。ここでお約束をさせていただきます。来年の3月までには、そういう暗い箇所をちゃんと確認して設置できるように道筋をつけたいというふうに思っています」との回答でした。その後、今日は町長はいらっしゃいませんが、教育課としてはどう思われますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この件に関しましては、校長会にて、校長先生を通してということで、学校のほうに、今、通学路で暗い箇所があれば要望を出してくださいということでお願いをしたところです。これ、中学校のみならず、小学校の校長先生もいらっしゃる場でお願いをいたしました。

これを受けてということで1か所、1つの中学校のほうから、ここは通学路で暗いからということで御要望を頂きました。こちらに関しましては、まちづくり課のほうに要望としてお伝えをしているところであります。

以上です。

○議員（三原 明美君） こうやって少しずつ川南町の通学路が明るくなってくれたらいいなと思います。全地域が今年の秋には「明るくなったね」と言われるような通学路にぜひともしてほしいと思います。

次に行きます。公営塾についてお尋ねいたします。

12月定例議会で質問いたしました公営塾、町長は大変いい取組だと答弁していただきましたが、「財源としてふるさと納税を使われてはどうですか」の私の質問に対して、町長は「ふるさと納税を使い、給食費、入学祝い金、高等学校等の就学支援等に使っている。皆さんの要望以上に金額は使っていると私は思っています」と町長は言われました。そうですね。大切な部分に使っていただいていると私も思います。財源にも限りがあると思いますが、子供の学力は子供の将来を左右する大切な部分だと私は思いますが、12月の定例議会後、教育長はどのようにお考えいただきましたでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

前回お話をさせていただきましたけど、現在は中学3年生を対象にということで公営塾のほうの取組を行っております。本年度も取組を行わせていただいて、もう既に終了したところであります。目標とするところが高校受験を目標にということでやられている取組でありますので、終了のほうを行っております。取組の内容といたしましては、英語と数学を隔週で塾を行い、生徒の約90%が参加というような結果になっております。

なぜ中学3年生かというところなんですけど、これが、部活が終了して時間的余裕ができて、多くの生徒が参加できることを捉えてということで中学3年生での取組を行っております。来年度におきましても、同様の取組をする予定で考えております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 中学3年生が受けている公営塾の財源経費はどうなっていますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

公営塾の財源がどうなっているかということなんですけど、現在、確認しないと私のほうで分かりかねますので、ちょっと確認をさせていただいた上で御返答させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 私は、公営塾に使える補助金はないのかと思い、2月14日に、Zoomを使って文部科学省の方へ、公営塾に使える補助金の件をお聞きしました。残念なことに、公営塾用の補助金はないが、学校を核とした地域力強化プランの予算があるので、やり方によっては使える可能性もあるとのことでした。川南町は、この学校を核とした地域力強化プランの補助金は使われていますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

補助金の活用をしているかということなんですけど、こちらもちょうど確認しないと、私のほうでは現在把握しておりませんので、また追って御返答したいと思います。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 文部科学省の方から頂きました資料によりますと、今、国の考えは、少子高齢化や地域のつながりの減少による地域の教育力の低下や、発達障害や貧困といった福祉的な課題の増加などを背景に、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、学校だけでなく、社会全体で子供の育ち方を支えていくことが求められています。

一方で、グローバル化、人工知能の進化などにより、変化が激しく、予想困難な未来が来ることが予測されています。現在ある仕事の多くが、10年後、20年後には軽減し、子供たちの半数近

くが現在存在していない職業に就くことになり、学校では教えていることが将来の社会で通用しないのではないかといった指摘がされています。

2020年からの新学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくる」という理念を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら、未来のつくり手となるために必要な資質・能力を育む、社会に開かれた教育課程の重視、その理念を前文に明示しています。この理念の実現に向けては、組織的・継続的に地域と学校が連携・協働していくことが大変重要と国は言っています。

延岡市では、子供育成支援として、延岡市内にある小中学校に対して授業支援を行い、学習環境の整備を図り、学校教育の充実・向上に寄与することを目的に、平成20年度、文部科学省指定学校支援地域本部事業活動を開始、中学生に早い段階から数学と理科の基礎力をつけさせるため、初めは旭化成OBの22名の活動からでしたが、平成24年からはNPO法人化され、今では、企業、市役所、教員OB、一般の方々が加わっています。令和4年度には、延岡市内12の中学校、5つの小学校で150名の方々が活躍中です。算数・数学、英語を中心にしつつ、ニーズに応じて家庭科実習を含む全教科で授業支援を行っています。

このような取組は基本ボランティアとなります。文部科学省の方が「謝金などに使える可能性はあるかもしれませんね」と言われました。2月に、小学校の先生とお話する機会があったのですが、その先生がおっしゃるには、「ボランティアの方々には大変お世話になっていて、とてもありがたい。助かっている分、気の毒な気持ちもある。できることなら謝金を出していただくという思いもある」と言われました。まさしく国の支援でできることです。

川南町では、山茶花ふれあい学園さんがすばらしい取組をされています。延岡市のような取組もいい考えだと思います。教育長、いかがでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） まず、先ほどの御質問のお答えからさせていただきます。

公営塾の事業につきましては、新年度で52万5000円の県補助の放課後子どもプラン事業補助金、それから、190万円がふるさと振興基金繰入金、残り8万3000円が一般財源というような内容になっております。したがって、補助金、それから、ふるさと振興基金を財源にしてということとで予定をされております。

それから、御質問ですけど、山茶花ふれあい学園の活動等ということなんですけど、地域協働活動として委員の皆さんにいていただいて、川南町においても活動は行っているところです。特に学校運営協議会の中で、地域と学校と保護者の方が一体になりながらとって、様々な活動を行っていただいております。先般も、この1年間の活動の内容についてということで御発表いただいて、各学校、こんな取組、地域と一緒に取組をしているよという情報の共有を行ったところです。次年度におきましても、学校運営協議会を中心にとということで、地域と学校が一体となつていろんな取組を行うということを目指し、新年度になっても活動を続けていく予定になっております。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時00分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（河野 浩一君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（三原 明美君） 子どもの生活・学習支援事業のひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子ども学会で特有の課題に対応し、学習支援の提供を貧困の連鎖を防止する観点から行うことにより、生活に困窮する家庭の子供の生活の向上を図るため、また、長期休暇の学習支援の費用加算を行うことで、より多くの学習支援の機会の提供を図るとともに、受験料・模試費用の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しすると国が言っていますが、川南町はこの学習支援を使っていますか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

学習支援を行っているかということですが、困られている方ということで、就学援助制度というのはございます。そちらのほうは、国の補助金を受けながらということで、収入に応じてということで、学用品とか、それから修学旅行の費用等の補助援助というのは行っております。以上でございます。

○議員（三原 明美君） 本当に補助金、支援金のことをしっかりと勉強していただきたいです。今は学力主義の世の中です。学力があれば行きたい大学にも仕事にも就けます。仕事も、今、ほとんどが大卒が条件になっています。川南の子供たちがなりたい職業に就けるように、子供たちの学力アップのために、公営塾のことを真剣に取り組んでいただきたいと思います。また、延岡市のような取組もぜひ考えてみてください。子供たちの能力を精いっぱい伸ばしてやろうではありませんか。

次に行きます。持続可能な商店街について質問いたします。

12月定例議会で、持続可能な商店街について質問いたしましたが、そのとき、町長の答弁は、「行政も商店街の皆様からの意見、いろんな人からの意見をもらい、少しずつ前に踏み出す勇氣が一番大事」と言われましたが、その後、どのように考えていただけましたでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

その後ということなんですが、あのときお話ししたように、様々な支援策を町としても実施しております。現在、商店街に新たに12月に1店舗お店ができました。実は3月に3店舗、さらに増えていくようになっております。これも様々な支援策というのが功を奏しているのかなと思います。

あと、御存じだと思うんですけど、先月も軽トラ市等もまた開催されまして、だんだん人の流れが戻ってきているということになっております。

12月の議会のときにでも答弁させていただきましたけど、キャンプ誘致についても、関西のほうに営業に行ってきましたということを御報告させていただいたんですが、その効果もありまして、かなりの数の団体が今視察に訪れております。本日も、今日午後にサッカー関係のキャンプについて視察が来るようになっております。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 店が増えて、人がたくさん商店街に来ていただけるようになると、本当にいいと思います。持続可能な商店街になる仕掛けをやっぱりいろいろとされているんだと思

います。私も行政と商店街と商工会と町民とともにぜひ考えていただきたいと、12月の定例議会でも言いました。そのときに、その後考えたんですが、この中に専門家がいてくださるといいな、専門家の意見を聞けて、具体的に方向性が生まれていくのではないかと思ったのですが、しかし、専門家に頼むにはお金が要ります。たしか以前、詳しいことはよく分かりませんが、商工会が専門家に頼まれたことがあったと聞いていますが、料金が高かった割には何も変わらなかったという話もありました。このことを考えると、なかなか難しいと思います。

そこで私も調べました。2月14日に、経済産業省中小企業庁商業課の方へ、Zoomにて質問いたしました。商店街のシャッター通りを何とかできないか、持続可能な商店街をするためにはどうしたらいいのかというのを聞いた中で、令和6年度における商店街等活性化支援事業は、商店街等を支援対象に加えた上で、中心市街地・商店街等診断・サポート事業があり、その中に巡回型支援があり、商店街等からの問合せ、端緒に専門家が現地を訪問、地域課題の特定や次のアクションに資する支援メニューの提案や取り組むべき方向性のアドバイス等を実施、また、パッケージ型支援では、複数の専門家で構成するプロジェクトチームを派遣し、伴走支援を通じて地域における事業推進体制の強化等、2番に、中小企業アドバイザー、協議会運営支援事業、地域カルテDB運営事業、この4事業を中小企業庁経済産業局の三者連携の下で実施するとのことでした。その中に、この専門家の派遣に要する経費は、原則として内閣府が全額負担、また、必要に応じて複数回利用することも可能で、派遣後も内閣府職員が引き続き相談に応じるようです。この支援は御存じでしたか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

支援を知っていたかということについては、私はその内容については存じ上げておりませんでした。

以上でございます。

○議員（三原 明美君） 2月15日に、経済産業省中心市街地活性化室の方より、専門家派遣事業について、九州経済産業局とも連携し、川南町様に周知を行いたいと言われました。申請は商工会がしなくてはいけないそうですが、商工会と連携して、ぜひともこの支援事業を使い、持続可能な商店街にするために動くべきです。そして、商店街の方々も自分の店をどうにかしたいと思っていらっしゃると思います。シャッターを閉め、売上げがなくても、毎年、固定資産税はやってくるのです。できることなら店を開け、店の売上げから固定資産税を払えたらどんなにいいことか。後継者問題、高齢化、ネットショップなどの問題を抱え、小さな町の商店街はなくなる寸前まで来ています。

行政は、支援はしっかりやっている、予算もしっかり出していると言われるかもしれませんが。もちろん、予算が出るのはありがたいです。しかし、そこだけでなく、商店街が何を求めているのか、もっと商店街の方々に寄り添っていただき、話合いの場をつくり、これからの商店街の未来を広げていくプロジェクトチームをつくっていただき、持続可能な商店街になるように、国や県と連携しながら真剣に取り組んでいただきたいと思います。副町長、いかがでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 私もホームページ、過去に見たことがあります。要は、ポイントになるのは、地元の方々がそういった事業の受入れ体制というか、その辺が一番のポイントとなると思います。でないと、補助事業を申請した方がいいが、長く続かないということもあり得ますの

で、取組をするには、よほどやはり地元と町とが商店街の方々のコミュニケーションが取れていないと、そこがコミュニケーションが取れてから事業の申請という流れになるのかなと思っていますので、産業課長等も意見を交換しながら、前向きな取組をしていきたいと思いますが、やはり地元が主かなというふうには思っています。どちらが主になるかは、それは相互に話し合っただけでいいことですけどね。ポイントは、やっぱり地元の方々といかにコミュニケーションが取れるかがポイントかなというふうに思っています。

以上で終わります。

○議員（三原 明美君） プロジェクトチームをつくっていただきたいと思います。この川南町から商店街がなくなって困るのは川南町民です。

次に行きます。次に、地震対策についてお尋ねいたします。

令和6年度に危機管理室ができますが、どのようなことが目的で設置されるのでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えします。

これまでの防災対策は、事務職員が研修や知識の習得を経て実施されるハード面の整備が主なものでした。今後は、ソフト面、避難訓練や図上訓練などに力点を置きたいと考えております。

今回、自衛隊OBの方が就任していただくことになっておりますので、防災・減災に備える事務方と被災したときに即応力を求められる実務方がそろいますので、より一層、防災・減災対策が進むものと期待しております。

以上です。

○議員（三原 明美君） もしも地震が来たときの危機管理室の対処・措置はどのように行くのでしょうか。

○副町長（河野 秀二君） 来月、対策監が就任される予定ですので、対策監の持っているノウハウ、そういったものを活用しながら、今から組織づくりをしていくつもりです。それに併せまして、福祉関係からも危機管理の中に人選を入れてほしいという要望も来ておりますので、併せてその辺りを対策監と協議しながら組織づくりをしていきたいというふうに思っています。まずは青写真を描くことから入るのかなというふうにイメージしておりますけど、もう少し時間がかかると思います。

以上で終わります。

○議員（三原 明美君） では、避難所の確保はどのようにお考えでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） つい先日なんですけれども、配布させていただきました防災ハザードマップ、これに避難所を記載しております。また、ホームページ等でも確認できるようになっております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 避難場所は何か所ぐらい、今の現在で考えておられますか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えいたします。

避難場所の決定につきましては、その災害の提要とか状況に応じて、風水害であるのか、地震対策であるのかということで、使える条件のいい避難所を防災会議の中で決定して運営していくというふうになると考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 今の現在は、避難場所の箇所はまだ特定されていないということでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ハザードマップで、ここは避難所になり得るであろうという避難所の指定はしておりますが、先ほども申しましたとおり、被害の状況等によって使える施設を有効に使っていくというふうに考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 南海トラフが来た場合、避難場所に入れない方々はどのようなことを考えておられますか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 様々な想定がされるとは思っておりますが、まずは弱者の方から避難所の中に入らせていただくことになるかと思っております。あとは、車中避難であったり、遠方に避難するという方が出てくるかと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 遠方とか言われましたけど、道路とかが使えるかどうかとも分らないですよ。こういうのは早めにどうするかということを考えていただけたらいいと思います。それと、備蓄品はどこにどれだけ用意されているのでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの備蓄品の備蓄状況ですが、中央地区以外の各自治公民館に100人の3日分の食料品、救護用品、生活用品、照明や資機材等を配備しております。また、令和6年度当初予算におきまして、庁舎敷地内に新たに防災倉庫の設置と備蓄品の追加備蓄を計画しているところです。あわせて、通浜地区にも防災倉庫を設置して物資を備えることとしております。

以上です。

○議員（三原 明美君） この数では、川南町全員にはとても足りないと思います。誰のための備蓄なのか。大体、今、弱者の方ですよ。多分そうだろうとは思いますが、私も備蓄品はそれぞれの御家庭で用意していただくのが一番いいと思います。何もかも行政頼みでは行政がパンクしてしまいます。これまで備蓄は3日分あれば十分と言われていましたが、非常に広い地域に莫大な被害が及ぶ可能性のある南海トラフ地震では、1週間以上の備蓄が望ましいとの指摘もあり、水は地域の状況次第では家に2週間分備えておくといいと言われております。これを全て行政で備蓄することは無理な話です。

そこで、防災無線の登場です。災害時のときに、備蓄の必要性、何が要るのか、それぞれの地区の避難所はどこなのかなど、防災無線で流していただきたい。また、2月末に川南町まちづくり課さんから防災ハザードマップが届きましたが、その中に、防災ハザードマップの活用と書いてあるA4の用紙が入っていました。皆さんは見られたと思いますが、その中の一つ、「1、ハザードマップで自宅や職場などの危険度を確認しましょう。自宅や職場などのふだんいる場所が危険な区域であるか、どのくらいの高さまで浸水するかなどを確認しましょう」など、4項目まで書いてあります。とても大事なことがコンパクトに書いてあります。この内容を防災無線で流したらいいと思います。常日頃から耳にたたき込んでいると、いざというときに必ず役に立つと思います。紙に書いたものを貼っていても、なかなか見ないものです。そこで耳にたたき込むのです。

例えば、スーパーに行ったときに、今日はカップラーメンが安い。防災無線が、備蓄をしないと南海トラフが起こったら食料が1週間分要と言っていた。そうだ、買おう。そこから備蓄についての関心が出てくるのです。また、家族の話の中に、防災無線を聞くことにより、避難所がどこにあるのかの確認ができます。防災無線の役割は、屋外拡声器や戸別受信機を介して市町村役場から住民等に対して直接同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムですが、今の川南町の防災無線は、行政情報専用無線になっていませんか。もちろん、行政情報も大事ですが、防災情報が最も大事ではありませんか。自助・共助の重要性を確認していただくためにも、また、町民をしっかりと守るためにも、防災無線の使い方の工夫をいま一度検討してください。いかがでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、防災無線なんですが、緊急時に正確に使えるようにということで、なるべく行政情報を毎日流して、その機器が正常に稼働しているということを確認する意味でも行政情報を流しているところです。

それと、防災無線を使って防災情報を流してほしいという御指摘だったんですが、地域地域で実情が違っておりますので、その地域地域でできるのであれば、そういったことも検討していきたいと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） その活用をお願いいたします。時間がありませんので、水道施設は1つだけお聞きします。

水道施設について、川南町の水道管は全て耐震されているのでしょうか。

○上下水道課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

川南町の配水管の延長が約260キロございますが、そのうち、令和4年度末で耐震管であるというものは約36キロございまして、耐震化率は約14%となっております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 全部完成するのは何年後ですか。

○上下水道課長（大塚 祥一君） 何年後かということでございますが、全てを耐震化するまでの計画は現在立てておりません。配水管の大きな200ミリ以上のもので耐震化率が約47%となっておりまして、現在は、この配水管の200ミリ以上の大きな管、それを耐震化することを考えております。それにつきましては10年ぐらいでできるのではないかと考えております。

以上です。

○議員（三原 明美君） 質問したいことがあります。6月に回したいと思います。

以上です。

（ 午前11時32分 終了 ）